資料No.5

日常生活圏域及び地域包括支援センターの人員配置の変更について

令和８年１０月２３日

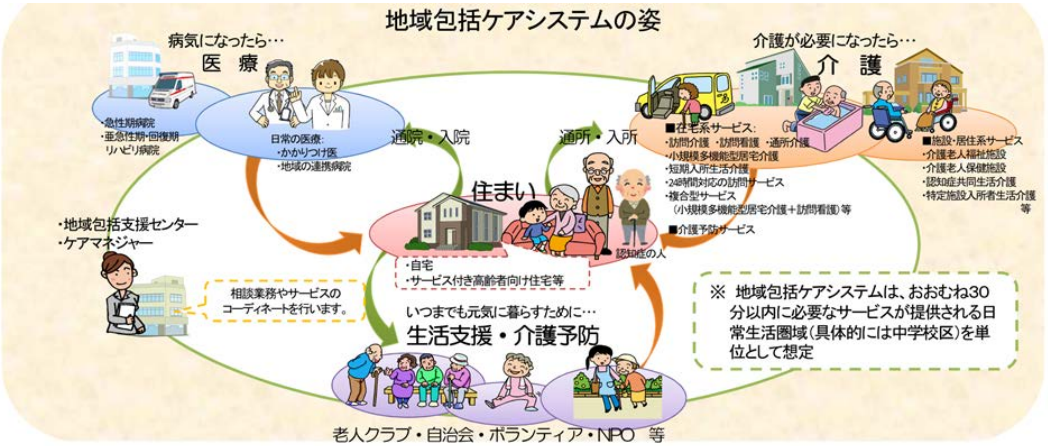
福祉長寿部地域包括ケア推進課

日常生活圏域と地域包括支援センターの運営状況について

本市においては、**日常生活圏域**を**15地区社会福祉協議会の地区割**をベースとし、**平成29年度**から高齢者の総合相談窓口である**地域包括支援センター**を日常生活圏域ごとに全**15カ所**設置している。

- **令和９年度**に**令和10年～14年度**委託法人の**プロポーザルの実施**にあたり、各地区で安定的に高齢者の支援を行う体制を検討する必要がある。
- 地域包括支援センターの担当圏域設定の基本となる**日常生活圏域は「いきいき安心プランまつど」で位置付ける**こととなっており、**令和８年度**は**次期計画（令和９～11年度）の策定年**。

令和８年度中に日常生活圏域について検討し必要に応じて変更を行う



出典：厚生労働省HP

【日常生活圏域とは】
介護保険法に位置付けられた、**地域包括ケアシステムを構築する目安の区域**。地理的条件・人口・交通事情等の社会的条件や、施設の整備状況等を総合的に勘案して市町村が定める。市町村が行う施設整備や地域包括支援センターの担当圏域は日常生活圏域との整合性に配慮することとなっており、**日常生活圏域の設定**については**介護保険事業計画（いきいき安心プランまつど）で位置付けること**とされている。

※施設整備にあたっては常盤平団地地区と常盤平地区を常盤平地区として一体的に扱っている

常盤平・常盤平団地地区における課題①　～高齢者人口・相談対応の観点から～

■高齢者人口の推移　～10年比較～

直近の10年間で、常盤平団地地区は高齢者人口が減少し、国が定める**１センターの人員配置の基準となる3,000人を下回った**ことに加え、地域活動の担い手となりうる**65～74歳の前期高齢者人口はほぼ半減した。**

一方、隣接する常盤平地区は元より高齢者人口が最も多い地区であるが、10年間で高齢者人口が10%以上増加しており、**特に医療・介護のニーズが高まる75歳以上の後期高齢者の人数が約45%増加した**。

平成２８年３月３１日時点　高齢者人口

	65～74歳	75歳～	65歳以上
常盤平団地	1,808人	1,704人	3,512人
常盤平	7,210人	6,453人	13,663人
全域	66,601人	53,524人	120,125人

約半数に

約45%増

令和８年３月３１日時点　高齢者人口

	65～74歳	75歳～	65歳以上
常盤平団地	945人	2,007人	2,952人
常盤平	5,698人	9,338人	15,036人
全域	49,703人	79,289人	128,992人

国の基準を下回る

※いずれも住民基本台帳

■相談対応件数の推移

地域包括支援センターに寄せられた過去５年間の相談対応件数（延数）の推移は、全域では増加してしているが、**常盤平団地地区は半数以下に減少**している。一方、常盤平地区は**微増・微減を繰り返しながら高い水準で推移**している。

令和３年～７年度　相談対応件数（延べ数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
常盤平団地	8,026件	7,725件	5,251件	4,103件	3,711件
常盤平	18,992件	19,798件	11,538件	11,273件	13,076件
全域	221,049件	266,403件	267,211件	261,574件	260,370件

過去５年で半数以下に

常盤平・常盤平団地地区における課題②　～地理的観点から～

広い常盤平・常盤平団地地区において、２つのセンターが隣接。常盤平団地地区は団地のみであるため、高齢者の介護予防につながる通いの場・交流の場など、圏域内での**地域資源の活用・創出が難しい**。



拡大



課 題

- 常盤平地区は、京成松戸線 八柱駅、常盤平駅、五香駅周辺を含む広域のなかに常盤平団地地区も位置しているが、常盤平地域包括支援センターと常盤平団地地域包括支援センターは約450mと隣接し、各圏域内が支援対象であるため、常盤平地区全域のカバーに活かせない

- **常盤平団地地域**は団地のみのため、高齢者の交流の場や通いの場などの**地域資源がほぼない**
一方、**常盤平地域**は**地域活動・社会資源が充実**している

地域包括支援センターに関する基準について

国が定める基準

原則として、センターに置くべき、専ら、包括的支援事業（高齢者への総合相談支援業務等）に従事する常勤の職員の員数は、センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに、保健師等１人、社会福祉士等１人及び主任介護支援専門員等１人とされている。　※介護保険法施行規則第140条の66 第１号イ

➡ １つのセンターに人員を配置する基準は、高齢者人口3,000人以上となっている。

常盤平団地地区については、令和8年3月31日時点で高齢者人口が2,952人まで減少し、１つのセンターとしての基準を下回っている。

国が定める原則の基準からは外れているため、センターとしての在り方の検討が必要。

課題解決に向けた対応策について（案）

常盤平団地地区を常盤平地区に統合し、**日常生活圏域を１５地区から１４地区に変更する**。
その上で、**常盤平地区内にセンターとサブセンターを設置し広域に対応**することで、現在の**常盤平地区の支援体制の強化と常盤平団地地区の方が**通いの場・交流の場や公的サービス以外の生活支援サービス等の**地域資源に接続しやすい環境整備を行う**ことができる。

統合前

- センターの担当圏域と高齢者人口

地区	高齢者人口
常盤平団地	2,952人
常盤平	15,036人

- 担当地区の分け方
  同一地域のうち常盤平団地を常盤平団地地区として２つの地区に分けている

- 地域活動、地域資源の整備
  日常生活圏域（地区）ごとにそれぞれ行っている

統合後

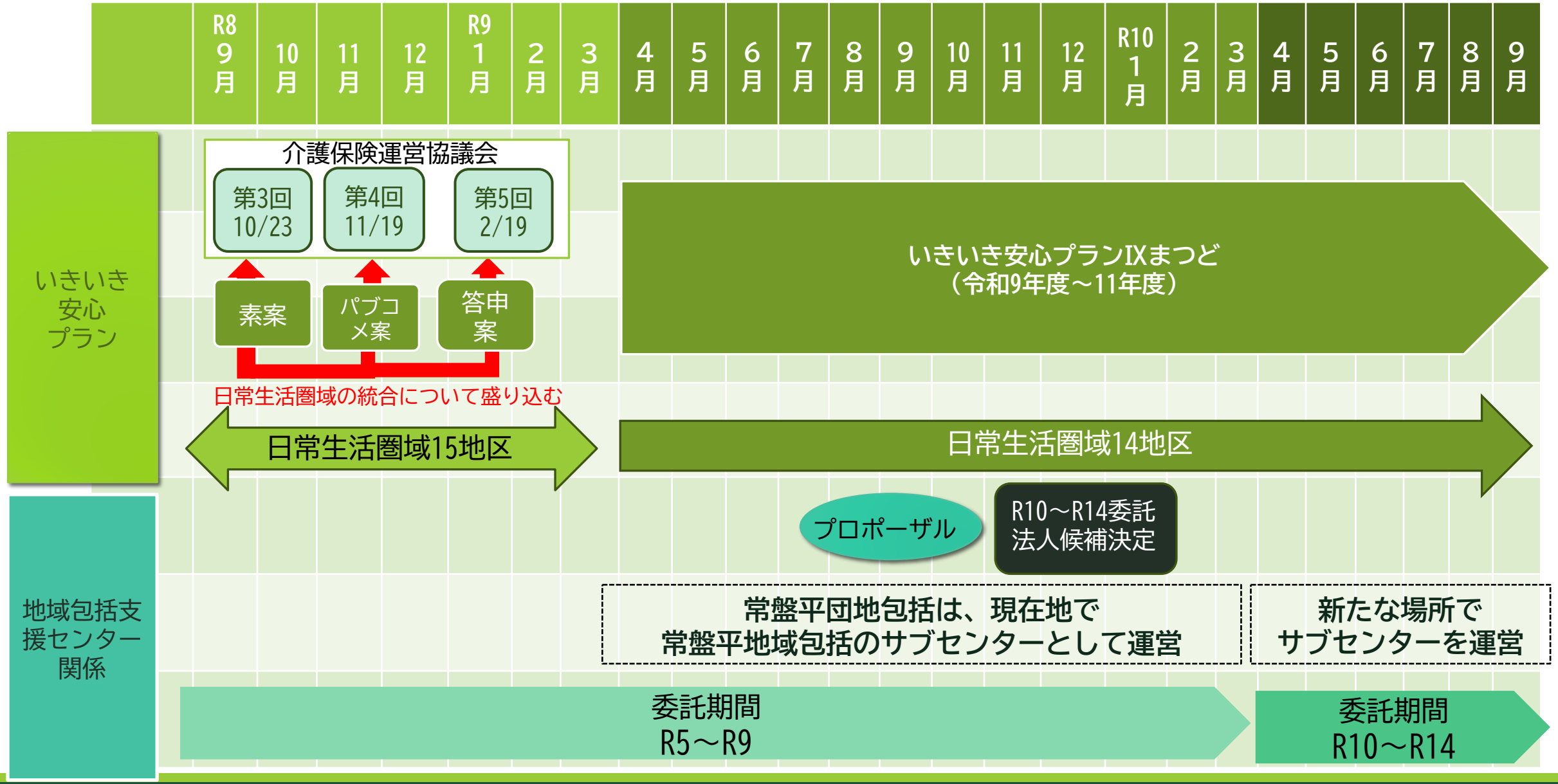
- センターの担当圏域と高齢者人口

地区	高齢者人口
常盤平	17,988人

- 担当地区の分け方
  地区は一つとし、圏域内の面積・高齢者人口・アクセス等を勘案して圏域全体に対応できるようセンターに加えサブセンターを設置する

- 地域活動、地域資源の整備
  現在の常盤平団地地区も含めて一体的に実施

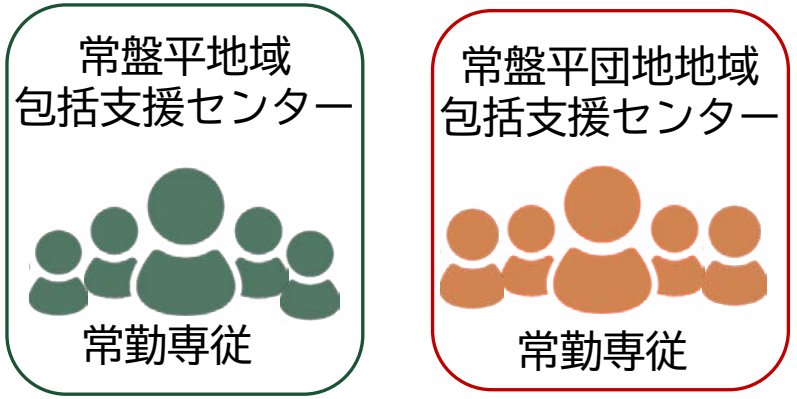
日常生活圏域変更・サブセンター設置に向けたスケジュール（案）



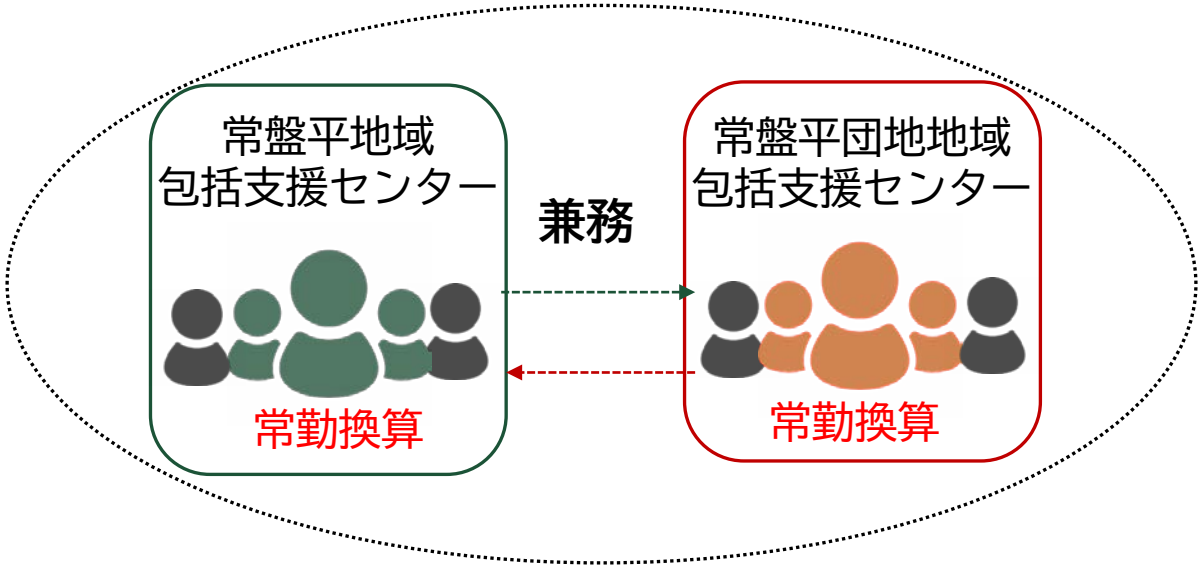
日常生活圏域統合までの人員配置について（案）

令和9年度の日常生活圏域統合へのスムーズな移行のため、令和8年度に限り、常盤平地域包括支援センター及び常盤平団地地域包括支援センターの職員配置について常勤換算を可とし、それぞれの兼務ができることとする。

≪現行の体制≫



≪移行期間*の体制≫



*介護保険運営協議会にて承認後、令和9年3月まで

地域包括支援センターの専門職については、各センターに常勤専従の職員を配置することとなっている。一方、**介護保険運営協議会**（地域包括支援センター運営協議会）が高齢者人口の数及びセンターの運営の状況を勘案して**必要があると認めるときは、常勤換算方法による職員配置を可**とする。（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ）